## ❷❷資産税~お役立ち~新聞❷❷

# 🋂 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 🦜 第58号(2020年6月)

//≪ - - - 裁判による離縁 - - - ≫//

### 🦜 〔離縁の方法〕

性格の不一致や財産トラブル等を理由とし、 養親と養子の双方が養子縁組の離縁を希望して いる場合には、双方の話し合いにより離縁届出 を行い、養子縁組が終了します。これがいわゆ る「協議離縁」と呼ばれる方法です。

しかし、養子縁組の相手方が離縁の協議に応 じてくれない等、協議が成立しない場合にはど うすれば良いのでしょうか?

このようなときは、一定の場合に限って裁判 による離縁が認められています。

### 🦜 〔裁判による離縁〕

裁判による離縁は、どのようなケースでも認 められる訳ではなく、その事由は下記のように 限定されています。(民法第814条)

(ケース1) 他の一方から悪意で潰棄されたとき 例えば、次のようなケースが該当します。

- ■養親が、まだ幼い養子を置き去りにして行 方をくらましてしまう。
- ■養子が無断で家を出てしまい、年老いた養 親を養おうとしない。等々

(ケース 2) 他の一方の生死が三年以上明らかで ないとき

例えば、雪山に登山したまま帰って来ず、遭 難したらしい等の理由で、養親又は養子のいず れか一方の生死が三年以上不明である場合等が 該当します。

(ケース 3) 縁組を継続し難い重大な事由がある とき

例えば、次のようなケースが該当します。

- ■一方に対する重大な虐待や侮辱行為がある。
- ■性格の不一致。
- ■養親が肉体的・精神的な病により養子の養 育が不可能である。

- ■一方が途方もない浪費をする。
- ■一方が犯罪を犯した。 等々

### 🦜 〔養子縁組を継続させる場合もある〕

たとえ離縁の訴えが提起されたとしても、家 庭裁判所は一切の事情を考慮し、このまま養子 縁組を継続させた方がよいと判断した場合には、 離縁の訴えを棄却することが出来ます。(民法第 814条2項)

養子にとっての利益が最優先するという訳 です。

### 「先ずは調停の申し立てが先」

ところで、離縁の訴えを提起出来る事由に該当 する場合であってもいきなり離縁の裁判を提起 する事は出来ず、先ずは、家庭裁判所に離縁の 調停を申し立てる必要があります。

これを「調停前置主義(ちょうていぜんちしゅ ぎ)」といいます。この調停前置主義に基づいて、 先ずは、当事者双方で話し合いをします。

#### 🦜 〔調停不成立の場合は審判もある〕

調停において話し合いがつかない場合には、家 庭裁判所は、離縁の審判を下す場合があります。 ただ、この審判によって離縁が成立するケース は、一般的には少ないでしょう。

### 🦜 [異議申し立てがあると無効に]

家庭裁判所による離縁の審判が下されたとし ても、養親又は養子のいずれか一方から、その 審判が下された日から 2 週間以内にその審判に 対する異議申し立てがなされると、その審判は 無効になってしまいます。

こうなって初めて、裁判による離縁という流れ になるのです。

正に裁判は、最終手段という訳です。



